

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金事務(異動、給付、免除) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、国民年金事務(異動、給付、免除)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南砺市長

## 公表日

令和6年9月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務(異動、給付、免除)
②事務の概要	<p>国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の加入喪失手続及び保険料免除受付等に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p><b>異動事務</b>            ①第1号被保険者について            ・資格喪失の承認申請(任意脱退を含む。)の受理並びに資格取得、種別変更、資格喪失及び死亡の届出の受理            ・氏名変更及び住所変更の受理並びに住所変更報告(転出)及び国民年金手帳の再交付申請の受理            ・付加保険料の納付の申出等            ・農業者年金基金の被保険者である者については、付加保険料の納付の申出受理等            ②任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者について            ・資格取得及び資格喪失(死亡喪失)申出の受理等</p> <p><b>給付事務</b>            ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書、各種申請書、届出等の受理</p> <p><b>免除事務</b>            ・保険料納付の法定免除(資格の確認及び所得情報の審査)該当・非該当届出の受理            ・全額(一部)免除の申請受理(所得情報の審査)            ・若年者納付猶予及び学生納付特例に係る申請受理(所得情報の審査)</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金システム</li> <li>・宛名管理システム</li> <li>・団体内統合宛名(連携)システム</li> <li>・中間サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表項番46
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①住民生活課 ②盛田 幸男	①市民生活課 ②市民生活課長 荒木 信人	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(31の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(31の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②市民生活課長 荒木 信人	②市民生活課長 船藤 統嗣	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 50の項 ※50の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠主務省令] 47及び48の項 ※47及び48の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 50の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条の4 [別表第二における情報照会の根拠主務省令] 47及び48の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条の2及び第26条の3	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②市民生活課長 船藤 統嗣	課長	事後	様式変更による
令和1年6月27日	IV リスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活課	健康課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 50の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条の4  [別表第二における情報照会の根拠主務省令] 47及び48の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条の2及び第26条の3	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 50の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条の4  [別表第二における情報照会の根拠主務省令] 47及び48の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条の2及び第26条の3	事前	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(31の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	・番号法第9条第1項 別表項番46	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施する]	[実施しない]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 50の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条の4  [別表第二における情報照会の根拠主務省令] 47及び48の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条の2及び第26条の3	削除	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) 十分である	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) 記載なし	事後	